

令和3年度

事業計画

公益財団法人 児童育成協会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

令和3年度 事業計画

公益目的事業

I. 児童健全育成事業・・・・・・・・ P2

II. 企業主導型保育助成事業・・ P6

収益事業等

I. 出版及び監修事業・・・・・・・・ P8

II. その他の事業・・・・・・・・ P9

法人の組織及び会計

I. 法人の組織・・・・・・・・ P9

II. 法人の会計・・・・・・・・ P10

令和3年度 経常増減予算

予算総則・・・・・・・・ P11

正味財産増減計算書総括表・・ P12

<はじめに>

少子高齢化、IT技術の高度化と生活への浸透、グローバル化の進展など、社会構造の変化が著しいVUCAの状況の中、2020年に全世界にウイルスが蔓延し、ワクチン接種が開始されたとは言え、未だ収束が見通せないという近年人類が経験したことがない厳しい事態に直面しています。

当然子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化し、従来多様化・複雑化した多くの課題の解決はこの状況下において更に難解なものになりつつあります。

公益財団法人児童育成協会は、保育施設待機児童や多様な働き方に対応する保育事業支援に取り組むとともに、国立総合児童センター「こどもの城」を30年運営してきた知見を生かし、多様化・複雑化した子ども・若者が抱える課題にひとつひとつ向き合いながら、子ども・若者の健全な成長をサポートしていきます。

「子どもは歴史の希望である」の理念のもと、子ども・若者の最大の利益を目指し、子ども・若者の個性を重んじ、自己実現を出来るよう子ども・若者の健全育成及び資質の向上に資する様々な事業を実施して参ります。

<基本方針>

令和3年度においても引き続き、公益財団法人児童育成協会は、健全育成事業と企業主導型保育助成事業という公益目的事業を中心に事業を実施します。

健全育成事業は、自治体と連携をとり児童館や放課後学童クラブ、若者支援施設等の各種施設の安全かつ安定的な運営を継続するとともに、中長期計画の確実な推進に取り組みます。また、脱脂粉乳（スキムミルク）輸入配分事業においては、引き続き児童福祉施設等に良質なスキムミルクを配分するとともに、スキムミルクを幅広くご利用いただくために広報活動・出版事業を実施し食育の支援を行います。

また、企業主導型保育助成事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対する保育サービスの拡大や、保育施設待機児童の解消を図るために必要となる費用を助成することで、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする事業の設置者等に対し、内閣府から補助金の交付を受け、事業に要する経費を補助する事業の実施団体として平成28年度から引き続き令和5年度末まで継続します。

なお、収益事業についても、出版・監修事業や児童養護施設等への支援事業など、引き続き安定的な事業経営に向けた取り組みを実施いたします。

＜令和3年度事業計画＞

【公益目的事業】

I. 児童健全育成事業

児童健全育成事業は、児童福祉施設等の運営、スキムミルクの輸入配分事業、児童福祉に関する事業等を実施します。施設運営に関する事業については、草加市・港区・練馬区で児童館および放課後児童クラブの運営、世田谷区で青少年交流センターの運営を行っていますが、令和2年度より、新たに練馬区の放課後児童健全育成事業「ねりっこクラブ」を運営するなど、地域全体を視野に入れた健全育成事業の推進に取り組めます。また、スキムミルクの輸入配分事業及び児童福祉に関する事業等についても、引き続き効果的・効率的な業務運営を実施します。

1. 児童館、放課後児童クラブ、若者支援施設等の各種施設の運營業務

当協会は指定管理者または運営委託者として「児童館」3施設、「放課後児童クラブ」4施設、「青少年交流センター」3施設、「放課後児童健全育成事業」2事業を次の基本方針に基づき運営します。

- ① 子ども・若者やその家族がほっとできる安心安全な居場所を提供します。
- ② 子ども・若者の自己肯定感を高めるために、自らの思いにチャレンジできるような主体的活動の支援を行います。
- ③ 地域の社会資源とつながることで、子ども・若者を多層的に見守り、子育てをしやすい、若者の自立を助ける地域づくりに貢献します。
 - ・ 氷川児童センター（埼玉県草加市） 令和元.4～令和6.3
 - ・ 麻布子ども中高生プラザ・学童クラブ（港区） 令和2.4～令和7.3
 - ・ 平和台児童館・学童クラブ（練馬区） 令和3.4～令和8.3
 - ・ 練馬区放課後児童健全育成事業ねりっこクラブ 令和2.4～令和5.3
（「仲町小ねりっこ学童クラブ」と「仲っこひろば・ねりっこプラス」の運営）※ねりっこプラスは令和3.4～令和4.3の単年度契約
 - ・ 希望丘青少年交流センター（世田谷区） 平成30.2～令和4.3
 - ・ 野毛青少年交流センター（世田谷区） 令和元.4～令和4.3

・池之上青少年交流センター（世田谷区） 令和 3.4～令和 7.3

(1) 現行受託施設の安定的運営及び新たな施設の受託に向けた取り組み

安心・安全を施設運営上の最も重要なテーマと考え、年間を通じた取り組みを行います。特に新型コロナウイルス禍においても、万全の感染対策を講じながら、子ども・若者の成長に必要な体験活動の保障を目指します。また令和3年度より新たに、世田谷区池之上青少年交流センター、練馬区学童クラブ待機児童対策事業「ねりっこプラス」の運営が始まります。現行の施設運営の実績を生かしながら、自治体と緊密な連携を取り、新規運営施設の安定的運営を目指します。

また現行の施設に加え、新たな施設運営を目指し、情報収集や体制の強化などの準備を行います。

(2) 中長期計画の確実な推進

健全育成事業部の子ども・若者支援に関する先駆的な事業運営の継続を目的に、令和2年度に作成した中長期計画の確実な推進に取り組みます。そこで令和3年度より、本部に職員を配置し本部機能の強化を行います。各施設の運営状況を俯瞰的に把握し、安心安全で多様化する社会に対応した施設運営を可能にするための管理業務の強化、質の高い施設運営職員を確保するための人材育成業務の強化に取り組みます。また、持続可能な事業運営のために、新規事業の開発・準備を合わせて行います。

2. 児童給食（物資供給）事業 <スキムミルクの輸入配分事業>

スキムミルクは子どもの発育や健康に大切なたんぱく質、カルシウム、ビタミンB2が多く含まれ、低脂肪・低エネルギーのため子どもの健康づくりに優れた食品です。

児童給食事業は、良質なスキムミルクを海外から輸入し、全国の児童福祉施設等に低価格で安定した配分を行い食育を支援してきました。本年度においても引き続き使いやすく長期保存が可能なパッケージで届けることで、スキムミルク配分事業の充実を図ります。また、子どもの健康づくりに大切な栄養素を多く含むスキムミルクを児童福祉施設等で幅広くご利用

いただくために広報活動及び出版事業を引き続き行います。併せて、次年度に向けて、令和4年度関税割当の証明申請に向け必要な対応を図ります。

(1) スキムミルクの輸入配分

ニュージーランドからスキムミルクを約950トン輸入し、保育施設等の児童福祉施設等に配分します。また、国内充填の実施で利用施設から要望があった「使いやすい包装パッケージ」へ変更したことで、保育施設等への更なる普及促進を目指します。

なお、各施設に、24kg18,000円の廉価で配分し、スキムミルクにかかる冊子の配布や広報宣伝を通じてスキムミルク利用の拡充を図ります。

(2) スキムミルクの普及促進

スキムミルクを幅広く活用してもらえよう普及促進のための広報宣伝を行います。

- ① スキムミルクを利用したことのない施設へのPRとともに、既に利用している施設及び自治体に対し、給食事業部だより・調理レシピ、スキムミルク関係のパンフレットやチラシを積極的に配布するとともに、当協会の発行雑誌「子どもの栄養」とも連携を図ります。
- ② 関係団体が実施する各種大会・会議において、給食事業部だより・調理レシピ、スキムミルク関係のパンフレットやチラシを積極的に配布します。
- ③ 自治体が児童福祉施設給食関係者を対象として実施する各種研修会等への協力を行います。
- ④ スキムミルクの取り扱いについての周知徹底も併せて行います。

(3) 円滑な事業の実施に向けたさらなる具体策

スキムミルク輸入配分事業のさらなる円滑な実施に向け、次の業務を実施いたします。

- ① 国内充填実施において、原料の輸入から製造まで効率的に進めることで、安定的に施設へ供給することを目指します。
- ② スキムミルク利用施設に対して、給食事業部だより、パンフレットやチラシを定期的に配布することにより、関税込率法や関税暫定措置法に基づいて輸入している特定免税品であるスキムミルクの適正な取り扱いについて理解を深めていただきます。

- ③ スキムミルクの良さや使い方などの理解を広めるため、スキムミルクを素材とした調理実習の実施を検討します。

3. 児童福祉に関する啓発事業

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、厚生労働省、全国社会福祉協議会、児童育成協会は毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。この期間中は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、厚生労働省や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っていますが、児童育成協会は、標語の募集・審査、児童福祉文化賞の審査・表彰等を実施します。

(1) 児童福祉週間の標語募集

子どもたちの夢や希望、未来へのメッセージ等が込められた、児童福祉週間の象徴となるような令和4年度の標語の募集・審査を行います。

※ 令和3年度の標語は、応募総数3,550点の中から、下記之最優秀作品が選定された。

「あたたかい ことばがつなぐ こころのわ」

上村 藍子さん（香川県 11歳）

(2) 児童福祉文化賞の審査及び表彰

本事業は、厚生労働省社会保障審議会福祉文化分科会にて推薦された作品の中から、特に優れた児童福祉文化財に厚生労働大臣表彰を行い、永くその栄誉を称えるとともに、児童福祉文化の振興を図ることを目的として実施します。（一般財団法人児童健全育成推進財団と共催。）「出版物」「舞台芸術」「映像・メディア等」の3部門について「児童福祉文化賞」と「児童福祉文化賞推薦作品」を選定・表彰し、加えて、児童の健全育成に貢献した活動に対しても「特別部門」として「児童福祉文化賞」を表彰します。

(3) 子ども・子育てに関する調査研究事業

現代社会における子どもの健全育成上の課題や、子育て家庭の抱える様々なニーズ等について、専門家を交えた調査研究を実施し、結果を公表します。

Ⅱ. 企業主導型保育助成事業

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを拡大する事で、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした事業である企業主導型保育助成事業の実施機関として引き続き業務を実施します。

実施期間は令和6年3月末までを基本とし、その間内閣府が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、事業の実施状況に関して点検及び評価が行われます。

1. 実施体制

業務遂行のための人員体制が整い、今後は研修やOJTを通じた職員のスキルアップを図り、より効率的な業務を行えるように努め、更には現行の委託事業の内製化も検討する。業務量に応じた適切な職員配置を行います。

2. 企業主導型保育事業業務

(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策

休園への対応や立入調査の実施に当たっては、緊急事態宣言を踏まえ感染症防止対策として、リモート監査等の活用を図りながら引き続き対応します。

(2) 企業主導型保育事業の整備費及び運営費の助成業務

令和2年度の新規募集の内示結果を踏まえると定員総数が約10.5万人分になり、「子育て安心プラン（定員11万人分）」は概ね達成されています。今後は予算の範囲内で企業主導型保育事業における福利厚生の実充に重点をおいて募集対象者や審査基準についてより厳格化し、運用規律の徹底を図ります。

(3) 指導・監査業務

①指導・監査は、関係法令・実施要綱及び助成要領等に照らし適正に実施されているかを確認する立入調査・重大な法令違反・不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する特別立入調査及び午睡時の抜き打ち調査を引き続き行います。

また、保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門的な指導・監査を実施して参ります。

②指導監査の結果は、ホームページに掲載するとともに、各都道府県等に情報提供を行います。また、各都道府県等が行う監査結果情報などの提供を促し連携を強化していきます。

③地方公共団体等と企業主導型保育施設の情報共有を図っていきます。

(4) 企業主導型保育施設の施設長や保育従事者等への研修会の実施

保育の質の確保のための研修（施設長や保育従事者等）、保育施設職員のキャリアアップ研修及び子育て支援員研修については、ウイルス感染防止の観点や移動の効率化を鑑み原則 e-Learning で実施します。（一部の実技実習や意見交換等は除きます。）。

(5) 企業主導型保育事業の相談支援

FAQ の公開や電話相談の体制の強化、電話相談時間帯の拡大を検討を行い、相談支援を強化します。

(6) 地方公共団体との連携

①新規申請に際し、市区町村等で施設の設置見込みや設置状況を把握できるようにするため、市区町村等に対し、助成申請情報や助成決定情報、開所情報を速やかに開示し、保育ニーズを確認します。

②指導・監査において、指導・監査結果の情報を共有し、またその後それぞれで行う指導・監査に有効活用できるよう、都道府県等に対し、立入調査スケジュールや実施機関による指導・監査結果の提供等を行います。

(7) 債権管理・訴訟対応業務

助成金の返還を求める事案について、債権管理や助成金返還に係る訴訟を行い返還に向けた必要な措置を講じます。

また、原因の検証を行った上で再発防止策を検討します。

(8) 情報公開等業務

①令和 4 年度までに設計開発、令和 5 年度からの運用開始予定で現行システムからの円滑な移行を目指します。結果として申請手続きの省力化や月次処理報告の迅速化、効率化を図ること、更に基幹データベースの再構築を行うことで、データ抽出を迅速かつ柔軟に行えることや検索を迅速に行うことを可能とします。

②各施設の定員充足状況及び財産処分に関する情報につきましては、四半期ごとに公表します。

③指導・監査結果につきましては、年1回とりまとめて公表しています。特別立入調査（取消を含む）は随時公表します。

④助成決定状況、取消、取りやめ、休止の情報を年1回とりまとめて公表します。

【収益事業等】

I. 出版及び監修事業

児童福祉に関わる図書の出版及び監修により、児童福祉関係者へ様々な情報の提供を行います。

1. 「こどもの栄養」の発行

「こどもの栄養」は、児童福祉施設の乳幼児期の食育活動の向上を目指す月刊誌として、関係施設等より購読されています。

出版不況の中、発行から60年超が経過し、継続・発展の為新たなWEB媒体・SNS等を活用し購読先の開拓を行い、更にはセミナーの開催などを企画し購読部数拡大を図ります。

2. 監修図書の普及

下記の図書について監修を行っています。

①「児童保護措置費・保育給付費手帳」

（児童保護措置費・保育給付（委託）費制度の概説をはじめ、措置費、給付費に関する法令・通知を体系ごとにまとめた法令通知集）

②「児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集」

（児童扶養手当及び特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給事務に必要な法令・通知を体系的に収載した法令通知集）

③「基本保育シリーズ（保育士養成テキスト20巻）」

（保育士に必要な知識と技術をわかりやすく解説したスタンダードテキスト）

④「一ひと目でわかるー基本保育 データブック」

（保育者養成課程において学ぶ各分野の制度や体系、統計資料をコンパクトにまとめたサブテキスト）

⑤「目で見る児童福祉」

（児童福祉にかかわる統計数値や近年の児童福祉施策について、図表を用いて視覚的に示したパンフレット形式の書籍）

⑥ その他の児童福祉関係図書

Ⅱ. その他の事業

1. 児童養護施設等支援事業

全国児童養護施設協議会、全国自立援助ホーム協議会との連携により、児童養護施設等を支援する事業を行います。

- ① 児童養護施設の加入する団体損害保険の取りまとめ
- ② 損害保険対象外事故等への支援
- ③ 児童養護施設等サポート事業の実施
- ④ 国立武蔵野学院附属「児童自立支援専門員養成所」在籍者への支援
- ⑤ その他児童養護施設等の支援に必要と認めた事業

2. 児童福祉研修事業

地域において児童の健全育成・子育て支援活動を担っている法人又は将来その担い手になろうとする者及び児童の健全育成・子育て支援に関わる行政関係者、専門家、企業関係者等を対象とした研修会へ協力を行います。

【法人の組織及び会計】

I. 法人の組織

1. 役員

前期に引き続き、理事長に加え代表理事を2名体制とし、更に企業主導型担当の業務執行理事1名、その他の理事2名合計6名体制での適正な法人運営を行います。

2. 組織

事務局

総務部

財務部

健全育成事業部

児童給食事業部

企業主導型保育事業本部

3. 運営について

企業主導型保育助成事業・児童給食事業等協会を始めすべての事業に関し、コンプライアンス及びQCDを意識し業務を遂行していきます。

また、着実に事業を進展させる為、収束時期の見通せない新型コロナウイルス感染症について国及び自治体の指導に従い協会及び各施設での感染防止に努めます。

II. 法人の会計

1. 法人運営の透明化及び適正化

公益財団法人としての社会的責任を果たすため、一層の業務運営の透明化及び適正化を図ります。

2. 情報公開

特に企業主導型保育助成事業に関してはホームページを刷新し、わかりやすい情報の公開を図ります。

また、関係団体との連携を更に強化していきます。

令和3年度経常増減予算

予 算 総 則

令和3年度の公益財団法人児童育成協会の経常増減の部の予算総則を次のとおり定める。

(経常増減の部の予算総額及び区分)

第1条 令和3年度の経常増減の部の予算を次のとおりとする。

区 分			経 常 収 益 千円	経 常 費 用 千円
公 事 業 目 的 計	公1	児 童 健 全 育 成 事 業	1,180,340	1,184,190
	公2	企 業 主 導 型 保 育 事 業	192,925,500	192,925,500
収 益 事 業 等 計	収1	出 版 及 び 監 修 事 業	29,075	21,375
	他1	児 童 養 護 施 設 等 事 業	3,177	3,177
	他2	児 童 福 祉 研 修 事 業	2,289	2,289
法 人 会 計			3,003	17,042
合 計			194,143,384	194,153,573

2 経常増減の部の大科目、中科目の区分は、別紙「正味財産増減計算書」に掲げるとおりとする。

(予算の流用の制限)

第2条 「正味財産増減計算書」の費用予算の各中科目の経費の金額については、理事長の承認を受けて、中科目の間において、彼此流用することができる。
ただし、受取国庫補助金等については、その交付要綱によるものとする。

(予算の弾力条項)

第3条 「正味財産増減計算書」の費用予算の各中科目の経費の金額については、理事長の承認を受けて、中科目の間において、彼此流用することができる。
ただし、受取事業受託料及び受取国庫補助金等については、当該受取金の交付要綱等によるものとする。

(短期借入金の限度額)

第4条 短期借入金の限度額は、200億円とする。

正味財産増減計算書総括表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	公 1 児童健全 育成事業	公 2 企業主導型 保育助成事業	収 1 出版及び 監修事業	他 1 児童養護等 施設事業	他2 児童福祉 研修事業			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	3,000	0	3,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	1,178,179,000	0	29,075,000	0	0	0	0	1,204,297,000
一般会計事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0
事業運営収益	463,435,000	0	899,000	0	0	0	0	464,334,000
利用者サービス収益	0	0	28,176,000	0	0	0	0	28,176,000
粉乳売上収益	714,744,000	0	0	0	0	0	0	714,744,000
利用者サービス収益	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	0	192,925,000,000	0	0	0	0	0	192,925,000,000
受取国庫補助金	0	192,925,000,000	0	0	0	0	0	192,925,000,000
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,161,000	500,000	0	0	0	3,000,000	0	5,661,000
受取利息	0	500,000	0	0	0	3,000,000	0	3,500,000
雑収益	2,161,000	0	0	0	0	0	0	2,161,000
指定正味財からの振替額	0	0	0	3,177,000	2,289,000	0	0	5,466,000
経常収益計	1,180,340,000	192,925,500,000	29,075,000	3,177,000	2,289,000	3,003,000	0	194,140,427,000
(2) 経常費用								
事業費	1,184,190,000	192,925,500,000	21,375,000	3,177,000	2,289,000		0	194,136,531,000
職員給与手当	323,736,000	474,913,000	0	478,000	239,000		0	799,366,000
契約職員手当	48,016,000	769,894,000	4,500,000	0	0		0	822,410,000
退職給付費用	3,093,000	4,127,000	0	0	0		0	7,220,000
福利厚生費	3,071,000	22,520,000	110,000	0	0		0	25,701,000
法定福利費	57,907,000	145,320,000	70,000	99,000	50,000		0	203,446,000
会議研修費	963,000	1,800,000	0	0	0		0	2,763,000
旅費交通費	4,337,000	316,800,000	0	0	0		0	321,137,000
通信運搬費	9,865,000	7,500,000	2,646,000	50,000	0		0	20,061,000
減価償却費	0	0	0	0	0		0	0
消耗什器備品費	200,000	0	0	0	0		0	200,000
消耗品費	16,324,000	168,000,000	210,000	50,000	0		0	184,584,000
商品仕入費	0	0	0	0	0		0	0
原材料費	0	0	0	0	0		0	0
粉乳購入費	486,526,000	0	0	0	0		0	486,526,000
国内輸送費	106,179,000	0	0	0	0		0	106,179,000
修繕費	1,105,000	0	0	0	0		0	1,105,000
印刷製本費	1,481,000	5,000,000	3,260,000	0	0		0	9,741,000
広報宣伝費	8,926,000	0	0	0	0		0	8,926,000
燃料費	0	0	0	0	0		0	0
光熱水料	15,857,000	12,000,000	0	0	0		0	27,857,000
貸貸リース料	8,429,000	158,144,000	60,000	0	0		0	166,633,000
保険料	3,247,000	0	0	0	0		0	3,247,000
諸謝金	3,481,000	9,504,000	2,520,000	0	0		0	15,505,000
租税公課	40,026,000	500,000	0	0	0		0	40,526,000
支払助成金	0	187,977,839,000	0	2,500,000	2,000,000		0	187,982,339,000
雑役務費	36,496,000	533,139,000	3,500,000	0	0		0	573,135,000
委託費	3,915,000	2,318,000,000	4,499,000	0	0		0	2,326,414,000
公演費	0	0	0	0	0		0	0
雑費	1,010,000	500,000	0	0	0		0	1,510,000

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	公 1 児童健全 育成事業	公 2 企業主導型 保育助成事業	収 1 出版及び 監修事業	他 1 児童養護 施設事業	他 2 児童福祉 研修事業			
管理費						17,042,000	0	17,042,000
役員報酬						16,359,000		16,359,000
職員給与手当						0		0
契約職員手当						0		0
退職給付費用						0		0
福利厚生費						0		0
法定福利費						0		0
会議研修費						100,000		100,000
旅費交通費						100,000		100,000
通信運搬費						100,000		100,000
減価償却費						0		0
消耗品費						10,000		10,000
印刷製本費						10,000		10,000
交際費						300,000		300,000
光熱水料						0		0
貸貸リース料						0		0
諸謝金						10,000		10,000
租税公課						1,000		1,000
雑役務費						50,000		50,000
委託費						1,000		1,000
雑費						1,000		1,000
経常費用計	1,184,190,000	192,925,500,000	21,375,000	3,177,000	2,289,000	17,042,000	0	194,153,573,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△3,850,000	0	7,700,000	0	0	△14,039,000	0	△13,146,000
基本財産評価損益等								0
特定資産評価損益等								0
投資有価証券評価損益等								0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△3,850,000	0	7,700,000	0	0	△14,039,000	0	△13,146,000
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
中科目別記載(無)								0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
中科目別記載(無)								0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前	△3,850,000	0	7,700,000	0	0	△14,039,000	0	△13,146,000
当期一般正味財産増減額	△3,850,000	0	7,700,000	0	0	△14,039,000	0	△13,146,000
他会計振替額	3,850,000	0	△7,700,000	0	0	3,850,000		0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	△10,189,000	0	△10,189,000
一般正味財産期首残高	△151,338,530	0	△190,526,943	1,424,177,000	126,016,000	2,388,403,414	0	3,596,730,941
一般正味財産期末残高	△151,338,530	0	△190,526,943	1,424,177,000	126,016,000	2,378,214,414	0	3,586,541,941
II 指定正味財産増減の部								
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財への振替額	0	0	0	△3,177,000	△2,289,000	0	0	△5,466,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	△3,177,000	△2,289,000	0	0	△5,466,000
指定正味財産期首残高	0	0	9,367,335	239,601,000	22,904,000	297,111,000	0	568,983,335
指定正味財産期末残高	0	0	9,367,335	236,424,000	20,615,000	297,111,000	0	563,517,335
III 正味財産期末残高	△151,338,530	0	△181,159,608	1,660,601,000	146,631,000	2,675,325,414	0	4,150,059,276